

## 強引な貴金属の 買い取り業者にご注意！

「突然自宅を訪れた知らない業者に、宝石や指輪などの貴金属を安値で買い取られた」など「訪問購入」に関する相談が県内の消費生活センターに寄せられています。買い取る商品の種類（例えば着物の古着、宝石、指輪など）を明らかにしないで、「何でも買い取る」などと言って訪問する悪質な業者には注意が必要です。

### 【事例1】

「パソコンを無料で引き取ります」という電話があり、頼むと、後日自宅に来て、「そのパソコンを見せてほしい」と勝手に上がってきた。パソコンは引き取ってもらったが、引き出しなどを勝手に開けて、ネックレスや指輪を見て「買い取りたい」と言われたので、「これは売れない」と言って断った。



### 【事例2】

「不用品など何でも引き取ります」と電話があり、衣類を処分したいと思い、自宅へ来てもらった。業者の男性は、衣類の査定をすると「貴金属を買い取りたい」と言ってきた。断ったがしつこく言われ、指輪とネックレスを買い取られた。一晩考えたところ大切な指輪とネックレスなので、契約を取り消して返してほしい。

### ひとこと助言

- 訪問購入で飛び込みの勧誘はできなくなりました。また、しつこい勧誘や、買い取る物品の種類を明らかにしないで勧誘することも禁止されています。
- 購入業者は買い取り時に、連絡先や物品の品目・価格などを記載した契約書面を売却者に交付することが義務づけられています。契約書面の提示を求め、内容をよく確認しましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフ制度が適用されます。書面を受け取ってから8日間は無条件で契約の解除ができます。この期間は売った物品を業者に引き渡さず、手元に置くことができます。後悔しないよう、売った物品を業者に引き渡す前に冷静に考えましょう。ただし、クーリング・オフが適用されない商品など例外もありますので、注意が必要です。
- 知らない購入業者を安易に自宅に入れないで、売却したくない場合はキッパリと断りましょう。なお、売却したい場合は、家族や友達に同席してもらうなど、1人では対応しないようにしましょう。



見守るくん

●「おかしいなあ」、「困った！」ときは、迷わずご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線287、290)	FAX 53-2541
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課 ☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課 ☎77-3112
消費者ホットライン	☎188 (イヤヤ)	